

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月10日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第7号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「行っていた」を「おこなった」に改め、同号ア中「避難指示解除準備」の前に「居住制限区域及び」を加え、「平成27年度」を「平成28年度及び平成29年4月1日」に、「檜葉町の一部」を「葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣村の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部」に、「平成27年の」を「平成28年の」に、「平成28年度相当分」を「平成29年度相当分」に、「平成29年」を「平成30年」に、「平成28年4月分」を「平成29年4月分」に改め、同項第6号中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

別表第2条第1項第5号に該当する者の項対象保険料額の欄中「平成28年度」を「平成29年度」に、「平成29年」を「平成30年」に、「平成28年4月分」を「平成29年4月分」に改め、同表第2条第1項第6号に該当する者の項対象保険料額の欄中「平成28年度」を「平成29年度」に、「平成29年」を「平成30年」に、「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同表第2条第1項第7号に該当する者の項対象保険料額の欄中「平成28年度」

を「平成29年度」に、「平成29年」を「平成30年」に改め、同表第2条第1項第8号に該当する者の項対象保険料額の欄中「平成28年度」を「平成29年度」に、「平成29年」を「平成30年」に改め、同表第2条第1項第9号に該当する者の項対象保険料額の欄中「平成28年度」を「平成29年度」に、「平成29年」を「平成30年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、平成30年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合であっては、特別徴収対象年金給付の支給日）が到来する平成29年度の保険料額について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。